

郡山市商店街等活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の近代化及び商店街の活性化を図るために、郡山市商店街連合会（以下「連合会」という。）が行う商店街等の活性化に係る事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 連合会は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則又はこれに類するもの
- (4) 会員名簿
- (5) 通帳の写しその他振込先の口座を確認できる書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 連合会は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により連合会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一の期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上のものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月25日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象経費の内容	補助金の額
郡山市商店街連合会	<p>郡山市商店街連合会が行う商店街等の活性化に係る事業に要する費用であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報償費（講演会の講師等に対する謝礼金費用） (2) 旅費 (3) 食糧費（会議等のお茶代、研修講師等団体構成員以外に対する飲食及び補助事業等の目的が飲食を伴うものに限る。） (4) 燃料費 (5) 消耗品費 (6) 印刷製本費 (7) 光熱水費（電気代を含む。） (8) 修繕料 (9) 通信運搬費 (10) 広告料 (11) 手数料 (12) 火災等保険料 (13) 委託料 (14) 使用料及び賃借料 (15) 工事請負費 (16) 原材料費 (17) 備品購入費 	補助対象経費の10分の8以内の額